

- ④ 被害を受けている生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ⑤ 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ⑥ 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- ⑦ 家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- ⑧ 加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。
- ⑨ 子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

＜家庭での対応として＞

- 1 いじめられている事実が判明した場合の対応
  - ・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
  - ・不安を除去し、安全の確保に努める。
  - ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
  - ・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
  - ・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
  - ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。
- 2 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自殺のサイン）
  - ・死につながるような発言はないか？
  - ・自殺のニュース等に対し同情する発言はないか？
  - ・眠れない様子はないか？
  - ・死を賛美する言動はないか？

(2) いじめ加害者への対応

① 基本的な姿勢

- ア その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する
- イ いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた児童生徒の心の内面を理解するよう努める。→心理的ケアを十分に行う。

- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

## ② 教師の対応

- 1 いじめを完全にやめさせる。
- 2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
  - ・何があったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
  - ・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- 5 相手に与えた苦しみ、痛みを気づかせる。
- 6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- 8 毅然とした指導を行う。
- 9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

## ③ 保護者への対応

- 1 保護者の心情を理解する
  - ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等。
  - ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
  - ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
  - ・憶測で話をしない。
  - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
  - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
  - ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

### <家庭での対応>

- 1 両親が一緒に叱責しない
  - ・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- 2 事実を聞き出す
  - ・どんな行動をしたのか？ ・その結果どうなったのか？
- 3 徹底的にいじめを否定する
  - ・「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
  - ・「いじめられた子は苦しんでいる」
  - ・「おまえの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- 4 きちんと謝罪する
  - ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

### (3) ネット上のいじめへの対応

#### ① ネット上のいじめの特徴

- 1 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- 2 インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3 インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 4 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

#### ＜ネット上のいじめの態様＞

- 1 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」  
○誹謗中傷の書き込み○個人情報の無断掲載○なりすまし等
- 2 メールでの「ネット上のいじめ」  
○誹謗中傷するメール○チェーンメール○なりすましメール等
- 3 その他（口込みサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み等）

#### ② 掲示板等への誹謗中傷等への対応

1. ネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談  
※相談があった場合は警察など関係機関と連携を取る。保護者へも相談を促す。
2. 書き込み内容の確認  
○当該掲示板等のアドレスの確認と記録  
○書き込み内容の保存（プリントアウト）  
※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する等
3. 掲示板等の管理者に削除依頼  
○管理者への連絡方法（メール）の確認  
○利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。  
※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。
4. 掲示板等のプロバイダに削除依頼  
○管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。  
※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

### ③「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

#### 1 児童生徒への対応

○被害児童生徒への対応きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。

#### ○加害児童生徒への対応

加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

#### ○全校児童生徒への対応

個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

#### 2 保護者への対応

迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) 重大事態への対処

①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(1) 学校による調査組織の設置 28 条①★（兼ねてもよい）

(2) 重大事態の発生と対応の流れがわかるフロー図

## 7 年間計画の作成及び評価（PDCA サイクル）

## 8 PTA 及び関係機関等との連携について

## 9 学校のホームページ等での公開